

令和4年度第2回 長崎地域福祉有償運送運営協議会（書面協議）議事概要

本協議会は、書面協議により次のとおり実施しました。

|         |  |
|---------|--|
| 協議実施日   | 令和5年3月8日～3月31日 ※協議依頼日～結果通知日  |
| 出席者     | 20名（委員総数20名）   |
| 議題      | <p>(1) 令和4年度上半期の福祉有償運送実績報告について</p> <p>(2) 自家用有償運送の登録事項の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定非営利活動法人 ほほえみながさき</li> </ul> <p>(3) 自家用有償旅客運送の登録の抹消について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定非営利活動法人 浦上の丘福祉支援サービス</li> </ul>   |
| 協議結果    | <p>(1) 令和4年度上半期の実績について報告を行った。</p> <p>(2) 自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更（代表者の氏名）について報告を行った。</p> <p>(3) 自家用有償旅客運送の業務の廃止について報告を行った。</p>  |
| 主な意見と回答 | <p>(質問) 旅客名簿の人数が多く、登録されている人数に対し1割程度しか運送していない事業者があるが、登録しただけで利用していないのではありませんか。</p> <p>(回答) 運送回数については、さまざまであり、月に3～4回の利用者もいれば、年に1回しか利用しない利用者もいる。また、登録はあるが、施設に入所してしまい、利用の必要性がなくなるケースもある。利用がない登録者については年に1度は登録状況を見直し、削除等を行っている。</p> <p>(質問) 身体等状況票の特記（運送にあたっての留意点、補足説明等）の内容について記載がなく、運転者に注意して移送する点を確認できない事業所があるが、どのように移送しているのか</p> <p>(回答) 運転者には利用者の状態等の基本情報については口頭もしくはメール等にて伝えており安全面については十分配慮している。今後は、身体等状況票の特記事項（運送にあたっての留意点、補足説明等）についても明記する。</p> |